「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**ＰＤＦ形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**ＰＤＦ形式にて提出**するようにしてください。

総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）　　（用紙Ａ４）

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工　　事　　名 ： 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事

評　価　項　目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性

具　体　的　な　施　工　計　画
本工事で整備する水門は、南海トラフ巨大地震に伴い襲来する津波を迎え撃ち、伊勢田川上流への津波遡上を防ぐことを目的としていることから、南海トラフ巨大地震発生後においても適切な防護機能を発揮できるよう、基礎杭から水門本体工に至るまでの、品質・施工精度の確保が重要となる。 当該工事の基礎杭は、中掘工法（セメントミルク噴出撹拌方式）により杭構築を行うものであり、沈設時においては、杭心、傾斜の管理など「施工精度の確保」や杭の継ぎ手溶接における「品質確保」が求められる。 また、水門本体工は、マスコンクリートであることや、杭基礎と底版を一体化させる必要があることから、初期ひび割れを抑制するコンクリートの打設や養生が重要となる。 これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 基礎杭の施工精度の向上に関する具体的方策と実施方法 ② 基礎杭の継手溶接時における品質確保のため具体的方策と実施方法 ③ コンクリート構造物の初期ひび割れ抑制に関する具体的方策と実施方法

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）　　（用紙Ａ４）

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工　　事　　名 ： 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事

評　価　項　目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性

具　体　的　な　施　工　計　画
①　基礎杭の施工精度の向上に関する具体的方策と実施方法
②　基礎杭の継手溶接時における品質確保のため具体的方策と実施方法
③　コンクリート構造物の初期ひび割れ抑制に関する具体的方策と実施方法

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）　　（用紙Ａ４）

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工　　事　　名 ： 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事

評　価　項　目	「施工上配慮すべき事項」の適切性

具　体　的　な　施　工　計　画
当該工事箇所の周辺には、住宅、店舗があることから、工事による騒音、振動や土砂搬出時の粉じんが、近隣に影響を及ぼすことのないよう十分な環境対策を行うとともに、水域について、漁業活動等への影響が生じないよう濁り対策を実施する必要がある。 また、周辺道路は生活道路となっており、施工による工事車両の出入りに際しては現道交通の安全対策や路面の適正な管理が重要であることに加え、施工箇所上流に船だまりがあることから、施工中の船舶の航行についての配慮が求められる。 また、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場及びその周辺のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策等が求められる。 これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 近隣住民等に対する環境面（騒音、振動、粉じん、水質汚濁）での講ずる措置 ② 周辺交通への影響（現道交通の安全対策、路面管理、船舶航行等）を軽減するための方策 ③ 建設産業の担い手の確保・育成につながる取組 ※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。 ※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）　　（用紙Ａ４）

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工　　事　　名 ： 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事

評　価　項　目	「施工上配慮すべき事項」の適切性

具　体　的　な　施　工　計　画
① 近隣住民等に対する環境面（騒音、振動、粉じん、水質汚濁）での講ずる措置
② 周辺交通への影響（現道交通の安全対策、路面管理、船舶航行等）を軽減するための方策
③ 建設産業の担い手の確保・育成につながる取組

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工　　事　　名 ： 港湾海岸保全施設整備事業浅川港海岸水門整備工事

評　価　項　目	「施工上の課題への対応」の的確性

具　体　的　な　施　工　計　画

○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。

① ○○・・・
② △△・・・
③ ■■・・・
④ ××・・・

※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、
テーマに沿った記述になっているか、再確認すること

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の**文字の大きさの規格は 10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上**とする。

なお、**「記述枠」の規格値は縦 21.0cm、横 17.0cm 以内**とし、**55 行以内**で規格値以内の「記述枠」内に**アンダーラインを使用しない**で記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

① 文字の大きさが明らかに 10.5 ポイントを下回る場合
②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５㎜を超えて大きい場合
③「記述枠」内に 56 行以上の記述がある場合
④ Ａ４版でない場合
⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注１：手書きの場合も同様とする。
注２：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。
注３：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。
注４：空白行は、行数に含めない。
注５：写真・図は行数に含めるが、表中の行は行数に含める。

＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞

※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。